資料 3-2

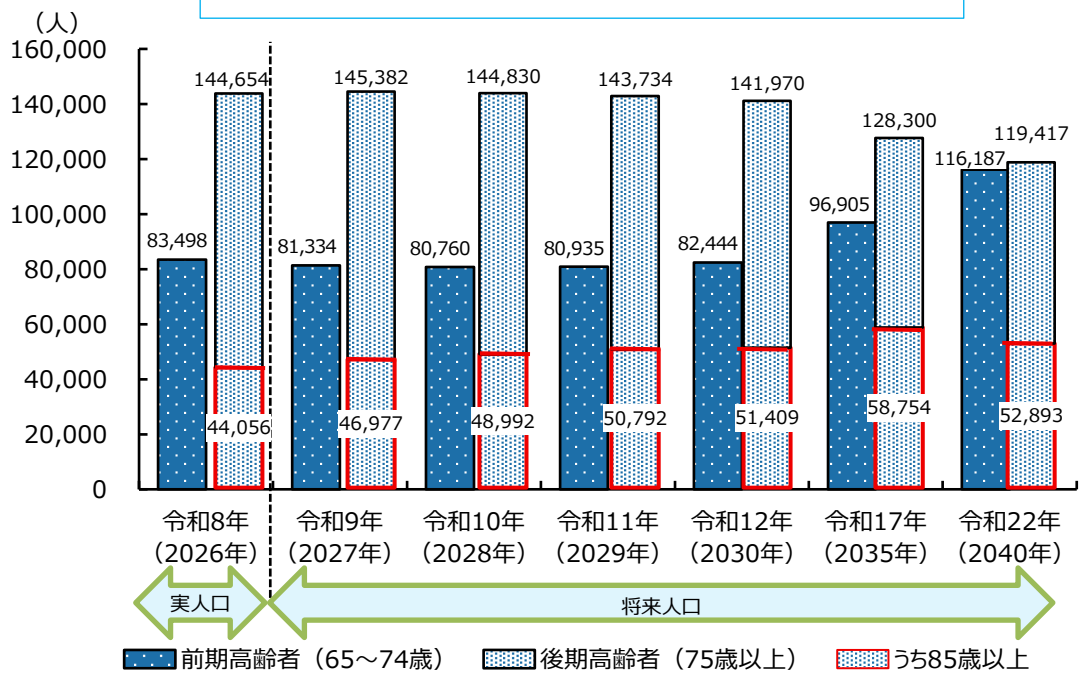
第 10 期介護保険事業計画（案）における介護保険料上昇の主な要因について

1　本市における 85 歳以上人口の急増

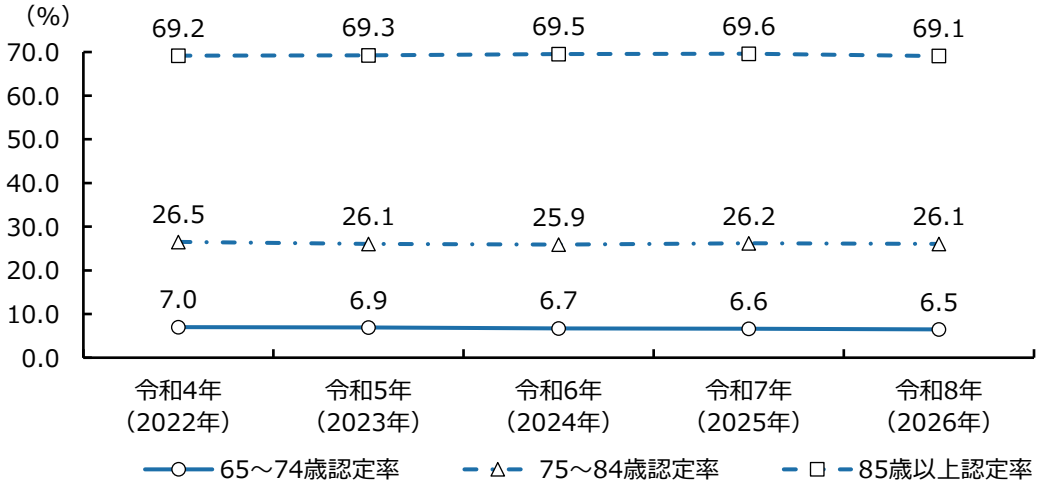
- 第10期中に85歳以上の高齢者人口が急増する。
 （R8年44,056人 ⇒ R11年50,792人（15%増）　グラフ①参照）
- 85歳以上の要支援・要介護認定率は約70%の水準で推移しているなど（グラフ②参照）、85歳以上では介護ニーズが高い傾向がある。

介護給付費の算定基礎となる高齢者人口の変化は、介護サービス量の増加要因となり、介護保険料に影響を与える。

グラフ①　堺市における前期高齢者数・後期高齢者数の将来推計



グラフ②　年齢階層別の要支援・要介護認定率



2 国における介護報酬改定等の影響

（1）令和８年度介護報酬改定

・令和８年６月、介護人材の確保及び処遇改善を目的として、令和９年度介護報酬改定を待たずに期中改定（改定率＋2.03%。うち処遇改善分＋1.95%、食費基準費用額見直し分＋0.09%）が実施され（令和８年１月16日　社会保障審議会介護給付費分科会資料）、介護給付費が増加している。

（2）令和９年度介護報酬改定の議論

・国における令和９年度介護報酬改定の審議の中で、「介護サービス事業者の経営状態や介護分野の賃上げの状況等を適切に把握した上で、物価・賃金の上昇等を介護報酬に適切に反映し、経営の安定を図るとともに、多職種と遜色のない処遇改善を実現」することが議論されている（令和８年９月30日　社会保障審議会介護給付費分科会資料）。

（3）地域区分の見直し

・介護報酬は、事業所が所在する地域等も考慮してサービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定されており、地域区分は公務員の地域手当の区分に準拠することを原則としている。堺市の地域手当は、令和６年人事院勧告により、従来の５級地（10%）から３級地（12%）へ引き上げられた。

・国における令和９年度介護報酬改定の審議の中で、地域手当の変更に準拠して、地域区分を変更することが議論されている（令和８年８月５日　社会保障審議会介護給付費分科会資料）。

介護報酬の改定や地域区分の見直しが見込まれることは、介護給付費の単価が上昇する要因となり、介護保険料に影響を与える。